

国際協定の締結等に伴う  
漁業離職者に関する臨時措置法の  
改正について（報告）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について（報告）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成29年12月 7日

雇用対策基本問題部会  
部会長 鎌田 耕一

職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

記

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を5年間延長することが必要であると認める。

参考資料（第79回職業安定分科会雇用対  
策基本問題部会資料）

－国際協定の締結等に伴う漁業離職者に  
関する臨時措置法関係－

# 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の概要

## 目的

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資すること。

## 1. 経緯

昭和52年に2年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和54年に4年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

## 2. 施策の概要

- ① 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施

## 3. 法の有効期限

平成30年6月30日失効

# 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策

漁業協定に基づく規制の強化、漁業交渉による漁獲割当の変動等

漁業離職者の発生

離職者が船員となる場合、法第6条の2の特例規定に基づき、国土交通省(地方運輸局)において、職業訓練に係る特別の措置、漁業離職者求職手帳の発給、就職指導及び就職促進手当等の給付金の支給(※)を実施している。

※内容は厚生労働省(公共職業安定所)による支援とほぼ同様

## <漁業離職者に対する支援>

第4条

漁業離職者求職手帳の発給

第3条

職業訓練の実施

第5条

就職指導の実施

第6条の3  
職業転換給付金の支給

### 求職者に対して支給

- 就職促進手当  
(求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)
- 訓練手当  
(訓練受講期間に支給される給付金)
- 求職活動支援費  
(広範囲の地域にわたる求職活動等に要する費用に充てるための給付金)
- 移転費  
(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)
- 就業支度金  
(公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

## <事業主に対する支援>

### 事業主に対して支給

- 職場適応訓練費  
(作業環境への適応を促進するための給付金)
- 特定求職者雇用開発助成金  
(就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

再就職

# 特定漁業離職者求職手帳(漁臨法関係)発給状況等

年 度		公共職業安定所における状況			地方運輸局等における状況		
		発給件数	年度末所持件数	就職件数	発給件数	年度末所持件数	就職件数
平成	19年度	0		0	0	0	0
	20年度	0	0	0	0	0	0
	21年度	4	5	0	263	102	175
	22年度	1	4	1	8	55	39
	23年度	1	3	3	0	20	13
	24年度	0	0	0	0	0	0
	25年度	0	0	0	0	0	0
	26年度	0	0	0	0	0	0
	27年度	0	0	0	0	0	0
	28年度	0	0	0	17	16	0
累計(昭和53年1月～平成29年3月)		1,424	-	918	14,462	-	6,833

(注)年度末所持者数については、運輸局からの移管受、運輸局への移管発を反映した数値。

# 職業転換給付金の支給実績（漁臨法関係）

単位：千円

※括弧内の数値は延べ人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就職促進手当 (訓練待期手当)	0	0	0	9,091 (73人)
訓練手当 (技能習得手当)	0	0	0	26 (3人)
求職活動支援費	0	0	0	0
移転費	0	0	0	84 (1人)
就業支度金 (自営支度金・再就職奨励金)	0	0	0	0
職場適応訓練費	0	0	0	0
特定求職者雇用 開発助成金 (雇用奨励金)	0	0	0	0
計	0	0	0	9,201

## 今後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法について

次の理由により、今後とも引き続き同法に基づく特別の措置を講ずる必要があるので、同法を改正し、その有効期限をさらに5年間延長することとしてはどうか。

- 1 資源状況の悪化が懸念されているまぐろ類については、地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理を図るため、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定などの取組により漁獲規制が年々強化されているところであり、今後も、水産資源の適切な保存管理を図る観点から、漁獲規制の強化が課せられる可能性がある。また、我が国と韓国・中国の排他的経済水域においては、海洋生物資源が総じて減少傾向にあるため、日本漁船の漁獲割当量及び許可隻数枠等、両国の排他的経済水域における資源管理のため規制強化が行われる可能性がある。さらに、ロシア連邦周辺水域においては、他国へ漁獲割当てをすることに対しロシア国内で根強い批判があるなど、我が国への漁獲割当量の確保は予断を許さない状況である。また、資源管理の強化や環境保護等を目的として、ロシア連邦が新たな規制を行い、ロシア水域で操業する我が国漁船に影響が及ぶ可能性もある。このような状況から、今後、大幅な減船が行われる可能性がある。
- 2 漁業離職者は船上という特殊な勤務形態で長期間従事しているほか、技能が特殊で他の職種には応用出来ないものであるため、離職を余儀なくされた場合には、再就職が困難となるおそれがある。



主要な国際条約等の概要

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>大西のまぐろ類の条約 保存のための国際条約</p> <p>略称 I C C A T 署名 昭 41.5.14 発効 昭 44.3.21</p>	<p>条約に基き設置され議大西洋まぐろ類の保存をのこすこと。</p> <p>類海類す</p>	<p>まぐろはえ縄漁業</p>
<p>みなみまぐろの保存のための条約</p> <p>略称 C C S B T 署名 平 5.5.10 発効 平 6.5.20</p>	<p>条約に基き設置され議大西洋まぐろ類の保存をのこすこと。</p> <p>保存の漁獲割当量を決定すること。</p>	<p>まぐろはえ縄漁業</p>
<p>全米熱帯まぐろ類委員会の間帯まぐろ類条約</p> <p>略称 I A T T C 署名 昭 24.5.31 発効 昭 25.3.3 加盟 昭 45.7.1</p>	<p>条約に基き設置され議大西洋まぐろ類の保存をのこすこと。</p> <p>るおつる</p>	<p>まぐろはえ縄漁業</p>
<p>インド洋まぐろ類委員会設置協定</p> <p>略称 I O T C 発効 平 8.3.27</p>	<p>インド洋まぐろ類委員会を設け、インド洋における最有利の促進を図ること。</p>	<p>まぐろはえ縄・まき網漁業</p>
<p>中西部太平洋まぐろ類条約</p> <p>略称 W C P F C 署名 平 12.9.5 発効 平 16.6.19 加盟 平 17.7.8</p>	<p>条約に基き設置され議大西洋まぐろ類の保存をのこすこと。</p> <p>まぐろ類の保存をのこすこと。</p>	<p>まぐろはえ縄・まき網漁業等</p>

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定</p> <p>略称 日中漁業協定 署名 平 9.11.11 発効 平 12.6.1</p>	<p>日中双方の漁獲設置後の漁船割当の相手国の排他経済水域に、日中両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業等 大 中 型 ま き 網 漁 業</p>
<p>漁業に関する日本国と大韓民国との協定</p> <p>略称 日韓漁業協定 署名 平 10.11.28 発効 平 11.1.22</p>	<p>日韓双方の漁獲設置後の漁船割当の相手国の排他経済水域に、日韓両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>以西底びき網漁業等 沖 合 中 底 型 ま き 網 漁 業</p>
<p>漁業に関する日本国とニュージーランド政府との間の協定</p> <p>略称 日-NZ漁業協定 署名 昭 53.9.1 発効 昭 53.9.1 失効 平 9.9.30</p>	<p>NZ排他経済水域における操業隻数等に関する通</p>	<p>遠洋底びき網漁業 い か 釣 り 漁 業</p>
<p>漁業の分野における日本国政府とソヴィエト連邦政府との間の協定</p> <p>略称 日ソ漁業協力協定 署名 昭 60.5.12 発効 昭 60.5.13</p>	<p>ロシアに日政府との間で、漁業関係の取組を促進すること等。</p>	<p>さけ・ます漁業</p>
<p>日本国政府とソヴィエト連邦政府との間の協定</p> <p>略称 日ソ地先沖合漁業協定 署名 昭 59.12.7 発効 昭 59.12.14</p>	<p>日ソ双方の漁獲設置後の漁船割当の相手国の排他経済水域に、日ソ両国による共同管理を行うこと等。</p>	<p>沖合底びき網漁業等 遠 洋 底 型 ま き 網 漁 業</p>

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
<p>中央ベールリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約</p> <p>略称 ベ公海漁業条約 署名 平 6.8.4 発効 平 7.12.8</p>	<p>ベールリング公海におけるすけとうだら資源の漁獲可能水準及び国別割当量を設定すること。</p>	<p>遠洋底びき網漁業</p>
<p>第46回国連総会決議（平成3年12月21日）</p>	<p>第46回国連総会において、公海大規模流し網漁業について以下の措置等が決議された。</p> <p>（1）1992年6月までに漁獲努力量を半減すること。</p> <p>（2）1992年12月までに停止すること</p> <p>これを受け、平成5年度から平成7年度において、いか流し網漁業を停止するとともに、かじき等流し網漁業について、公海における操業を停止し、我が国排他的経済水域内のみの漁業として再編</p>	<p>いか流し網漁業 かじき等流し網漁業</p>

## 特定漁業一覧表

参考-2

平成29年10月30日現在

- 1 沖合底びき網漁業
- 2 以西底びき網漁業
- 3 遠洋底びき網漁業のうち、①北方トロール、②転換トロール、③北転船
- 4 遠洋底びき網漁業のうちニュージーランドの地先沖合において操業するもの
- 5 北洋はえ縄・さし網漁業【※】
- 6 遠洋かつお・まぐろ漁業（改正前の指定漁業を定める政令第一項第十号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 7 中型さけ・ます流し網漁業
- 8 遠洋かつお・まぐろ漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（次号において「指定漁業を定める政令」という。）第一項第八号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 9 近海かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第九号に掲げる漁業をいう。）のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするもの
- 10 小型さけ・ます流し網漁業
- 11 ニュージーランドいか釣り漁業
- 12 いか流し網漁業【※】
- 13 日本海さけ・ますはえ縄漁業【※】
- 14 たら等はえ縄漁業
- 15 たら等はえ縄漁業（すけとうだらをとることを目的とする漁業を除く。）
- 16 かじき等流し網漁業

※ 5, 12, 13については、現在禁止されている。  
※ 特定漁業については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令で定めている。

## 最近の漁業交渉のスケジュールについて

参考-3

(平成29年11月調査時点版)

年	月	交渉等の名称	概要
平成 29年	5	IOTC(インド洋まぐろ類委員会)年次会合	インド洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理(漁船の管理方法等)について議論
	7	IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)年次会合	東部太平洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理(各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等)について議論
	10	CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)年次会合	みなみまぐろの資源管理(各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等)について議論
	11	ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)年次会合	大西洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理(各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等)について議論
	11	日口漁業委員会	日口双方の200海里水域における両国漁船の操業条件(漁獲割当量、操業隻数等)について議論
	12	WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)年次会合	中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類の資源管理(各国の漁獲割当量、漁船の管理方法等)について議論
	交渉中	日中漁業共同委員会	日中双方の協定水域における両国漁船の操業条件(漁獲量割当量、操業隻数等)等について議論
	交渉中	日韓漁業共同委員会	日韓双方の協定水域における両国漁船の操業条件(漁獲量割当量、操業隻数等)等について議論
平成 30年	3	日口漁業合同委員会・日ロさけます政府間協議	日本及びロシアの200海里水域における我が国漁船のロシア系さけ・ますに係る操業条件について議論

## 特定漁業労働者数等

参考-4

平成29年11月1日現在

号数	特定漁業名	漁船数(隻)	労働者数(人)
1	沖合底びき網漁業	29	約580
2	以西底びき網漁業	8	約100
3	遠洋底びき網漁業のうち ①北方トロール、②転換トロール、③北転船	2	約50
4	遠洋底びき網漁業のうちニュージーランドの地 先沖合で操業するもの	0	0
6, 8	遠洋かつお・まぐろ漁業 (浮きはえ縄によりまぐろ等をとるもの)	198	約1,580
7	中型さけ・ます流し網漁業	0	0
9	近海かつお・まぐろ漁業 (浮きはえ縄によりまぐろ等をとるもの)	255	約770
10	小型さけ・ます流し網漁業	0	0
11	ニュージーランドいか釣り漁業	0	0
14,15	たら等はえ縄漁業	20	約220
合 計		512	約3,300